

行政常任委員会

令和 4 年 1 2 月 9 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○濱中副委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日も、村田幸隆委員長、病気のため欠席となっておりますので、私のほうで委員長の職務を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日のその他の欠席通告者は、御家族の通院介助のため、中里沙也加委員であります。

それでは、本日の議題に入ります。

まず、教育委員会における議案第 6 3 号、尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について御説明願いたいと思います。

○森下教育長職務代理者 おはようございます。教育委員会でございます。

ただいまから、議案第 6 3 号、尾鷲市学校給食センター設置条例の制定についてと、議案第 6 9 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 0 号）の議決についてのうち、教育委員会分について御説明を申し上げます。

そして、報告が 2 件ございますので、それぞれ担当課長のほうから御説明を申し上げます。

どうぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○森下教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 6 3 号、尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について御説明いたします。

議案書の 1 3 ページを御覧ください。通知します。

今回の設置条例の制定につきましては、現在、尾鷲中学校での給食実施に向けて尾鷲小学校内に整備しております尾鷲市学校給食センターは、学校給食法第 6 条の 2 校以上の学校の学校給食の実施に必要な施設である共同調理場に該当し、条例案の第 1 条のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 0 条の規定に基づき、学校給食の調理場の業務を一括管理する施設として設置するためのものがございます。第 2 条では名称及び位置を、3 条では職員について、4 条につきましては

は運営委員会について規定しております。第5条では、この条例の施行に関し、必要な事項については教育委員会規則で定めることとしております。

次に、附則としまして、施行期日は公布の日から起算して6か月を超えない範囲において教育委員会規則で定める日から施行するとして、令和5年2月中を予定しております。

次に、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正としまして、別表第1の報酬額に学校給食センター運営委員会の委員日額6,600円を追加するように改めるものでございます。

以上が議案第63号、尾鷲市学校給食センター設置条例の制定についての御説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○濱中副委員長 説明が終わりました。

この件に関して御質問のある方。

○中村委員 運営委員会の中身について教えていただきたいんですけども、どうのことを運営委員会として日当をつけて話をされるんですか。

○森下教育総務課長 いろいろ審議していただく事項としましては、献立に関してですとか食育に関すること、あと、地産地消の取組など、給食実施計画について審議いただくもの、または給食費に関することなどについて、会議を持って審議していただくということになっております。

○中村委員 尾鷲市として、学校給食甲子園とかで給食のレベルとかその内容とかについて向上を図っていただきたいんですけども、この運営委員会の中でそういうことも話し合っただけですか。

○森下教育総務課長 今回設置する委員会につきましては、尾鷲小学校と尾鷲中学校の給食についての審議をしていただくことになっておりまして、献立等、いろんなものを使っていくですとか、特に今現在行っています尾鷲の魚を使った給食メニューとか、そういったものについてよりよい給食、給食と食育に関してというようなことについて、いろいろとよりよい給食ができるように話し合いをしていただきたいというふうに考えております。

○中村委員 それでは、お願いとして、尾鷲の魚を売り出すとか、そういうところにおいても給食甲子園、非常にいいですので、ぜひ出ていただけるような体制を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森下教育総務課長 委員会の中でもそのような話もさせていただいて協議させてもらいたいと思います。

○南委員 1点だけ。この給食センターの運営委員のメンバー構成と人数だけ、考えておるのを教えていただきたいと思います。

○森下教育総務課長 まず、尾鷲小学校と尾鷲中学校の学校長及び保護者の代表の方、今のところPTAの会長ですとか家庭教育部長を考えています。あと、いろんなところを見させていただきますと学校医とかそういった方も入ってもらっているというような形になっていますので、そのようなところを考えております。

○南委員 構成的には分かったんですけど、人数の上限というのはフリーなんですか、そうすると。ある程度の30条の規定で縛られておるとか、それだけ。

○柳瀬教育総務課係長 規則のほうで定める予定なんですけれども、20名上限に今のところ予定しております。

以上です。

○濱中副委員長 よろしいですか。ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 では、次に補正予算の説明をお願いいたします。

○森下教育総務課長 それでは、議案第69号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第10号)の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について御説明いたします。

補正予算書、歳出の38、39ページを御覧ください。通知します。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費489万3,000円の減額のうち、細目教育職員人件費494万4,000円の減額につきましては、総務課より説明が行われておりますので割愛させていただきます。

次に、細目教育一般事務局費6万5,000円の増額のうち、1節報酬3万3,000円の増額は、先ほど学校給食センター設置条例案でも御説明いたしました学校給食センター運営委員報酬5名分でございます。

次に、11節役務費3万2,000円の増額は、学校給食センター調理員募集の広告料でございます。

次に、細目ALT人件費1万4,000円の減額は、4節共済費、社会保険料及び雇用保険料の減額で、理由としましては、当初予算と実績の差額による減額でございます。

次に、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費244万5,000円の減額のうち、細目小学校人件費478万4,000円の減額は、1節報酬が334万1,000円の減額、3節職員手当等が109万6,000円の減額、4節共済費34

万7,000円の減額となっております。主な理由といたしましては、介助員や学びのサポーターの採用が定員を満たさなかったこと及び勤務時間の減による減額分と、今回新たに雇用予定の学校給食業務補助員4名分の増額分を差し引いた額が減額となっております。

次のページの40、41ページを御覧ください。

次に、細目小学校学校管理費233万9,000円の増額は需用費で、電気料金の高騰による各小学校の光熱水費の増額でございます。

次に、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費130万2,000円の増額のうち、細目中学校職員人件費84万5,000円の減額は、1節報酬87万8,000円の減額、4節3万3,000円の増額、こちらにつきましては、学校の介助員の採用が定員を満たさなかったことによる減額が主な理由となっております。

次に、細目中学校学校管理費187万2,000円の増額は需用費で、こちらのほうも電気料金の高騰による各中学校の光熱水費の増額でございます。

次に、細目中学校学校給食事業27万5,000円の増額につきましては、尾鷲小学校から尾鷲中学校への給食配送業務委託料、3月の1か月分でございます。

次に、予算書6ページ、7ページにお戻りください。通知いたします。

第3表債務負担行為補正の追加でございます。こちらにつきましては、来年度における事業の円滑な執行を図るために設定するもので、7ページの下から5段目の九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務委託につきましては、期間は令和5年度で、限度額を1,446万4,000円とするもので、九鬼・輪内地区における小中学校の通行手段の確保や地域間交流などの活動を行うための移動手段としてスクールバスを運行しておりますが、その運行に係る業務等の委託でございます。

次に、学校給食配送等業務委託については、期間は令和5年度で、限度額を322万8,000円とするものです。こちらにつきましては、尾鷲小学校から尾鷲中学校へ学校給食を配送する業務等を委託するものでございます。

以上が教育総務課に関する令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の説明でございます。

○濱中副委員長 このまま生涯へ行きますか。学校教育のほうで御質問がある方、よろしいですか。

○内山委員 すみません。先ほどの説明の中で介助員が満たなかったという説明があったんですけども、満たなかったときに介助のほうの支障はないんですか、子供たちの。

○森下教育総務課長 募集のほうは随時行っておったんですけれども応募がなかったということで、介助員さんがゼロというわけではございませんので、今いる介助員さんでの対応と授業の間に空いている職員の方の対応で児童・生徒については対応をさせていただいております。

○内山委員 なるべく介助員のほう、すごく専門的なことなので大変だと思うんですけれども、子供たちに支障がないようによろしくお願いいたします。

○南委員 41ページの今の総務課長から説明いただいた尾小から中学校へ運ぶ委託料の件なんですけれども、ちょっと恥ずかしい話なんですけれども、車両は公費で買いましたよね。まず、1点。

○森下教育総務課長 車両は尾鷲市のほうで購入しております。

○南委員 そうすると、27万5,000円と債務負担行為の322万8,000円なんだけれども、運転業務を委託するということなんですよね、これ。

○森下教育総務課長 配送していただく運転士さんの人件費というか、それが主なものになります。

○南委員 人件費、委託するということは個人でも契約できるのか、それとも法人契約なのかということはどうなんですか、契約業務について。

○山口教育総務課主査 法人を予定しています。運転士の管理委託と、あと、車両の管理委託も含んでおりますので、そちらのほうも含んだ委託料となっております。

○森下教育総務課長 先ほど車両の購入と申し上げたんですけれどもリースで、リース契約のほうでさせていただいています。すみませんでした。

○濱中副委員長 車両はリース契約、それで、法人に対して業務委託をお願いする、それでよろしいですね。

そうしましたら、生涯学習課の補正予算の説明をお願いいたします。

○平山生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第69号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について、補正予算書及び資料に基づき御説明いたします。

なお、9款教育費、5項社会教育費及び9款教育費の第6項の保健体育費の職員人件費に係る補正につきましては総務課より一括説明がございましたので、割愛させていただきます。

それでは、補正予算書42、43ページを御覧ください。

9 款教育費、5 項社会教育費、2 目公民館費のうち、細目公民館管理経費 1 2 6 万 2,000 円の増額は、燃料費調整額の上昇に伴う電気代の大幅な増加に対しまして需用費の光熱水費を増額するものです。

次に、9 款教育費、5 項社会教育費、3 目天文科学館費のうち、細目天文科学館管理経費 7 万 5,000 円の増額につきましても、電気料金の大幅な増加に対しまして需用費の光熱水費を増額するものであります。

続きまして、補正予算書の 7 ページにお戻りください。

第 3 表債務負担行為補正のうち生涯学習課に関する部分につきましては、下から 3 番目の尾鷲市立中央公民館清掃業務委託、それから、最下段の運動場施設管理業務委託までの 3 件でございます。

3 件のうち、尾鷲市立中央公民館清掃業務委託料 70 万円、運動場施設管理業務委託 2 1 5 万 6,000 円につきましては、令和 5 年度の 1 年間を期間といたしまして限度額を設定するものであります。いずれも来年 4 月 1 日からの業務を円滑に執行するため、今年度内に準備することができるよう設定するものでございます。

次に、尾鷲市民文化会館指定管理料につきましては、令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、限度額は 1 億 3,453 万 2,000 円であります。内容につきましては、生涯学習課課長補佐より資料にて御説明いたします。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 それでは、資料 1 の 1 ページを御覧ください。

尾鷲市民文化会館の指定管理に係る債務負担行為について御説明いたします。

尾鷲市民文化会館の管理運営について、指定管理者を選定するに当たり、令和 5 年度から令和 7 年度における経費の総額について債務負担行為額を定めるものであります。

主な業務内容といたしましては、施設管理用地及び設備等の維持管理や会館の運営管理、自主事業の実施に関すること及びその他業務となります。

指定管理料限度額についてですが、表の上段より会計年度任用職員に準じた 5 名分の給与賃金、福利厚生費等である人件費、施設整備維持管理に伴う委託料や浄化槽保守点検手数料等である施設・設備等管理費、消耗品、光熱水費、保険料、賃借料、その他経費である公益事業、管理に係る経費について年度ごとに表記させていただいております。

令和 5 年度におきましては、人件費が 1,550 万 7,000 円、施設・設備等管理費が 1,510 万 8,000 円、公益事業、管理に係る経費が 1,373 万 4,000

0 円の合計 4,434 万 9,000 円で、同様に令和 6 年度は合計 4,481 万 1,000 円、令和 7 年度は合計 4,537 万 2,000 円であり、3 年間の合計金額 1 億 3,453 万 2,000 円を限度額として設定いたしました。

下段の表は指定管理限度額の今年度までの 3 年間と次年度からの 3 年間を比較した表となっております。御覧のとおり、3 年間において人件費で 852 万 5,000 円の減額で、その他多少の増額がございますが、前回と比較して 3 年間で 782 万の減額となります。

次ページを御覧ください。

指定管理者候補団体の指定までのスケジュールの予定ですが、1 月中旬より募集作業を開始し、1 月下旬に現地説明会、質問の受付、回答、申請書類の受付、そして 2 月上旬に選定委員会を経て、3 月定例会において候補団体の御審議を賜りたいと考えております。

また、今回の指定管理業務に際して仕様書の見直しを行い、新たに市民団体の文化芸術活動の支援や管理についての詳細などを明記したいと考えております。

主な変更点について御説明いたします。

次ページの仕様書新旧対照表を御覧ください。

下線を引いた箇所が変更箇所となります。2、会館の管理運営に関する基本的な考え方、(2) 基本方針につきまして、次ページとなりますが、ク、市民の意見や要望を反映させた運営を行い、利用しやすいサービスの提供に努めるものとする。ケ、施設、駐車場を含め、管理用地の良好な衛生環境、美観の維持を心がけ、公共施設に相応しい快適な空間を保つため、必要な清掃・除草等作業を実施するものとする。コ、会館を主な活動場所としている団体の文化・芸術活動の支援として、展示や発表機会の提供等による施設活用の提案、活動の情報発信等により、市の文化・芸術活動の発展に寄与するものとする。あわせて、新たな団体の設立や活動の支援についても行うものとする。サ、新型コロナウイルスの影響により活動が停滞している団体等に対し、感染防止対策、展示や発表機会の再開に向けた相談及び提案等を行うことにより、団体等の文化・芸術活動の推進を支援するものとするを追記いたしました。

次に、9 ページを御覧ください。

7、業務内容、(2) 会館の運営管理に関する業務につきまして、イ、利用者アンケート調査及び分析、管理敷地内の清掃・除草（駐車場を含む）を追記し、次ページとなりますが、エ、最新情報の公開、広報について、オ、活動団体の支援につ

いて、カ、新型コロナウイルス感染症等への対応策についてを追記いたしました。

続いて、14ページを御覧ください。

(6) 事業報告書等の作成につきまして、イ、月次報告に利用者等からのアンケート結果、意見、提案等とその対応状況、管理用地の衛生環境及び美観維持（清掃、草刈等）状況を追記いたしました。

次ページを御覧ください。

(7) 事業評価業務につきまして、指摘事項の改善及び利用者からの評価向上に努め、四半期毎に市に報告することと変更いたしました。

続いて、18ページを御覧ください。

(8) その他におきまして、これまでも指定管理者には監査を受けていただいておりますが、サ、監査の実施について今回明記することとし、また、11、業務を実施するに当たっての注意事項として、(12) 事業の継続が困難になった場合における措置及び(13) 施設の改修工事等への対応についてを追記しております。

資料の説明は以上でございます。

○平山生涯学習課長 以上が生涯学習課に係る補正予算の説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○濱中副委員長 説明は以上で終わりました。

ここまでに関する件で質問のある方は挙手をお願いいたします。

○南委員 今、せぎやまホールのほうで仕様書新旧対照表ということで、会館の運営に関する基本的な考え方の見直しをかなりしていただいて、過去にも何回か、僕、あまり記憶がないんですけど、これで何回目の変更になるのかなというのがまず1点、それだけ答えていただきたいと思います、見直し。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 指定管理を募集するに当たりまして、再度何かしらの仕様書変更はしております。

○濱中副委員長 指定管理の回数というか、これまで何回目、契約更新何回目、何年スタート、その辺りを答えていただければ。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 平成18年度から指定管理制度を選択しております。

○濱中副委員長 全て3年間位ですか。何回目になりますか。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 18年度の最初は2か年で募集しておりまして、それからは3か年で募集しております。

○南委員 2か年、3か年ごとに微動な見直しはやっておったということなんで

すけれども、開館の時間ですよ、午前9時から10時までが基本的で、夜間の利用がないときは午後5時までということ、これは別に何ら問題ないんですけれども、以前から文化会館の開館については、僕はよく熊野古道センターを引き合いに出して、市としても市民にもっと利用のしやすい開館日数なり、例えばお正月、熊野古道センターは、当初は1年に1回休んでおりましたけれども、ここ2年ぐらい前から、大みそかと元旦はお休みということで、あとはいろんな正月向けのイベントをしたり、できるだけ集客交流をしようという努力をもう随分コロナ禍の中においても現在もやっております。そういった意味で、僕は尾鷲市のせぎやまホールもかなりの建築日数が経ち老朽化も進んでおるんですけれども、やはり開館日数のことなんかを考えて、もっと時代に即応した市民に文化に触れる機会を与えるべきじゃないかなということは再三委員会で申し上げておるということで、お正月、年末年始の開館については、特に市長、どのような、市長か教育委員会か、この運営委員会の中でそういった話は出ないんですか。それだけちょっと教えていただきたいなと思います。

○加藤市長　一般に市民の人の声というのは聞いております。ですから、委員おっしゃったように、もっともっと芸術・文化にあれするような催しもたくさん、意外と熊野のほうと尾鷲とどうなのかってのと、要するに比較論であれして。要するに、私は立派な建物があると思っております。それをうまく活用するのが大体普通だと思うんですけど。ただ、今の現状からいくと、一応の役割は果たしているように思うんですけれども、まだまだあそこをうまく活用しながらやる必要があるんじゃないかなと。おっしゃるように文化面、あるいは芸術面等々、そういったものから委員御指摘の集客交流につながるようなそういうものも。最近、これは私の感想なんですけれども、委員おっしゃっていますように熊野古道センターが結構いろいろとイベントをあれしてかなり活性化していると。それに対しても、やはり尾鷲市としての文化交流を図ったりするものも何らか必要じゃないかなと思っております。ただ、その辺のところの話合いというのは、今私のところには正直申しましてまだ来ておりませんので、そういう状況でございます。

○濱中副委員長　運営委員会の中での話はそういった辺り、どういうふうに。そういうこともないですか、運営委員会の中でも。様子、分かりますか。

○平山生涯学習課長　運営委員会及び評議員会等で主に年間を通した催物の検討という部分であったり、あと、実際、今、南委員がおっしゃられたように本当に市民の方が一番利用しやすい形態という中で、確かに開館日数の中で時期というのを

今後はもう考えていかなあかん時期というものが来ておると思いますので、これまでその点について重点的に話し合われたというケースというのはあまりなかったように、近年の議事録等を読ませていただいた範囲であつたり意見交換の時期であつたりというのはあるんですけれども、その辺については市としても指定管理先について、今後そういった形も十分取り入れた形で検討をやっていくように、こちらからも働きかけのほうは行っていきたいなと考えております。

○南委員 そのように言いつつもかなりの、何年間も経過してきておると思うんですね。古道センターと比較するわけじゃないんですけれども、やはり同じ交流の場として情報交換もしながら切磋琢磨して尾鷲市の集客交流にどんどん力を入れていただくためにも、やはり年末年始の開館というのは真剣に僕は考えてもらわなにかんのじゃないかなというような思いがいたしますので、ぜひとも今後の大きな検討課題として受け止めていただきたいと強く要望をしておきたいと思います。

以上です。

○仲委員 1 ページの指定管理料の限度額の比較なんですけど、経費削減ということで努力されたという成果が出ておるんですけど、人件費で852万5,000円の減額ということで、給与基準の見直しというのはどういうふうな見直しをされたんですか。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 前回になりますけれども、職員1名、再任用の1名の職員の給与体系と、あと、4名の会計年度任用職員で積算したんですけれども、今回につきましては5名の会計年度任用職員に準じた給与体系となっております。

○仲委員 何名から何名というのがちょっと聞き取れなかった。

○平山生涯学習課長 令和2年度から4年度につきましては、市の正職員1名と市の会計年度職員4名相当の額で、合計5名で算定のほうを行っております。今回の指定管理の限度額設定につきましては、会計年度職員を5名という形で再算定を行った結果でございます。

○仲委員 言ったら市の正職員のあれが会計年度職員1名が変わったということの給与基準の見直しということですね、人数については変わらないと。業務内容については、最小限のコストで最大の効果を発揮する人数と書いておるんだけど、何名と書いてないもので。この仕様の中では人数的なことはうたっていないんですけど、ある部分では口頭なり別紙で何名ということで運営をしてくださいねというようなヒアリングがあるんでしょうね。

○平山生涯学習課長　　これまでと今回も含めまして人数の算定を行うに当たって、大ホールの最大利用時を全て職員でやるということを前提としてこれまでも同じような説明をさせていただいておるかと思うんですけども、それで、音響、照明、舞台、2名のフロア対応というような形で5名というところを積算基礎として行っております。

ただ、現状、業務に見直しの中で行えるのであれば、当然、管理運営上の経費というのも潤沢なもともと指定管理料ではございませんので、その辺につきましては、選定時点にはお話というのは行っていくようには考えております。

○濱中副委員長　　この金額の範囲内でしたら人数は委託先にお任せするというような意味でよろしいですか。

○平山生涯学習課長　　そのとおりでございます。

○仲委員　　ちょっと待ってください。それやったら人件費の額が決まっておって、3名でもいいですよという話になるもので、やはり今まで5名で運営しておって、それが潤沢でもない人数であれば、やはり最低限度の人数、運営するに当たる人数をやっぱり尾鷲市から示してプロポーザルする必要があるのではないですか。

○平山生涯学習課長　　回答のほうが誤った形となっておりますして申し訳ございません。

ベースとなる部分は必要な人数ということでございますので、その辺は積算基礎に基づいた部分が最少人数かなと考えております。

○濱中副委員長　　最低ライン以上になる場合でもこの人件費はここまですよという意味でよろしいですか。

○平山生涯学習課長　　そのとおりでございます。

○濱中副委員長　　そうしますと、議案に対しての説明は以上になります。

2点ほど報告事項がありますのでそれぞれ報告をいたたくんですけれども、1点、教育ビジョンの案について御説明いたたくんですけれども、昨日もほかの計画についての報告があったときに触れさせてもらっておりますのであらかじめ聞かせていただきますけれども、今から説明していただきます教育ビジョンに関しては、その説明を受けた後、ここで議論することを反映することができるのか。それとも、答申前ぐらいで改めて委員会にしたほうがいいのか。その辺りのスケジュール感だけまず御説明いただけますか。

○森下教育総務課長　　これまで策定委員会におきまして、委員の方にはいろんな御意見をいただきながら案をつくってまいりました。10月の下旬頃からパブリック

コメントをいただいて、その内容から修正点があれば変更するというふうな説明を前回させてもらったんですけども、今回１件いただいたんですけども、ビジョンの大まかな部分についての意見というのはございませんでした。その後の教育に関する各論についての御意見をいただいて、それについて回答させていただいておりますので、教育ビジョンの最終案として今回議会のほうに示させていただいているという形になっております。

○濱中副委員長　最終案ですね。分かりました。

それでは、御説明をお願いします。

○高田教育総務課調整監　それでは説明します。

教育ビジョン策定に当たっては、７月に一般公募委員３名を含めた策定委員会を立ち上げ、検討を進めてまいりました。これまで計４回の委員会を開催し、新教育大綱をベースとしてつくり上げ、１０月２０日から１１月１１日まではパブリックコメントを実施し、意見を募りました。最終案が完成しましたので、報告させていただきます。

２ページを御覧ください。通知します。

本教育ビジョンは令和５年度から１０年間を対象期間としており、前半の５年を前期推進計画、後半の５年を後期推進計画の期間といたします。

３ページから１１ページまでは教育大綱と共通した教育理念、基本方針などの内容となっております。

１２ページを御覧ください。通知します。

本市の総合計画に合わせて、本教育ビジョンにおける施策についてもＳＤＧｓの１７のゴールに関連づけ、その目標達成に向けて取組を進めることといたしました。

１３ページは施策体系図となります。

基本理念の下、施策を三つの柱に大別し、施策ⅠからⅢのそれぞれの柱に重点目標とそれに対する具体的な施策を設定しております。

１４ページから４８ページには具体的な施策を掲載しております。

今回の教育ビジョン案の改定のポイントや現行の教育ビジョンから大きく変更した点について説明いたします。

まず、施策シートの構成についてです。１５ページを例に取って説明いたします。通知します。

現状と課題、今後の方向性、主な取組はこれまでどおりとし、それに成果指標と関連するＳＤＧｓを加え、５項目で構成しております。

次に、具体的な内容における主な変更点についてです。体系図を基に説明いたします。通知します。

施策Ⅰ、子どもの豊かな育ちを支える就学前教育の推進については、就学前教育の充実と家庭教育支援の充実を重点項目とし、どちらの項目においても園と小学校との円滑な接続に向けて取り組むことといたしました。

次に、施策Ⅱ、未来を拓く学校教育の推進についてです。確かな学力の定着については、重点目標とし、基礎的・基本的な知識・技能の習得と学ぶ意欲の向上、教職員の指導力の向上、家庭・学校・地域の連携の三つの側面から取り組むことといたしました。

また、現行の教育ビジョンがつけられたときに比べ社会情勢が大きく変化し、それに伴って求められる力も変化していることを鑑み、時代に即した教育課題への対応を重点目標の一つとし、グローバル教育、キャリア教育、情報教育、ICTの活用についての具体的施策を掲げ、取組を進めることといたしました。

施策Ⅲについては、生涯学習課より説明いたします。

○平山生涯学習課長 それでは、生涯学習課所管の施策Ⅲ、人生100年時代を見据えた生涯教育・スポーツ・文化振興の推進について、引き続き体系図を基に御説明いたします。

主な変更点としましては、現在の教育ビジョンの重点目標について、第7次尾鷲市総合計画に沿って整理を行うとともに、新たな重点項目としまして、3番目の子育てを支えあう環境づくりを追加しております。

重点目標1の多種多様な学習機会の推進では、市民の皆様が生涯を通じて自発的、主体的に学習ができるよう、学習機会、学習活動、読書活動の充実、推進を図るとともに、重点目標2の青少年の健全育成の推進、重点目標3、子育てを支えあう環境づくりでは、地域が一体となった見守りや子供を育む環境づくりなどを進めるため、見守り活動・非行防止活動の充実、地域との連携の充実、地域資源を活用した体験活動の推進の側面から取り組むことといたしました。また、重点目標4のスポーツの推進では、スポーツを通じた健全な心身の育みや交流促進を図るための施策に取り組み、重点目標5では、世界遺産、熊野古道をはじめとした郷土の歴史・文化の継承と豊かな人間性を育み、人生に生きがいや活力を与える文化・芸術活動の推進についても重点目標として取組を進めることといたしております。

説明については以上でございます。

○濱中副委員長 教育ビジョンの案について御報告いただきました。

この際ですので質問ありましたら挙手をお願いしたいんですけれども、報告事項ということでお取扱いをお願いしたいと思いますのですが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○濱中副委員長　そうしましたら、生涯学習課、報告事項をお願いいたします。

○平山生涯学習課長　それでは、（３）報告事項の生涯学習課の所管事項について、別紙資料により報告いたします。

委員会資料２１ページ、資料２を御覧ください。

こちら、今年度から実施しております国市浜公園整備事業（多目的スポーツフィールド整備事業）の進捗状況の報告でございます。

今年度予算計上を行いまして、国市浜公園整備計画に伴い、基礎設計に必要な地質構成ですとか地盤性状を把握するため、地質調査を下記により実施しております。今回の調査で得られたデータを基に野球場と多目的スポーツ芝生広場等の建設に必要な支持地盤ですとか基礎形式の検討を行いながら、現在、国市浜公園整備事業の多目的スポーツフィールド事業について、公園全体のレイアウトの検討や野球場等の施設の詳細設計を行っておるところでございます。

今後、レイアウト等がお示しできる形になりましたら、本委員会において引き続き報告をさせていただきたいと考えております。

なお、令和４年２月２８日に開催されました尾鷲市都市計画審議会の答申の中におきまして、築山は一時避難場所としてはふさわしくないというふうな御意見をいただき、市長も以前にそのような方向で議会のほうへ御説明はさせていただいておりますが、国市浜公園内に一時避難場所としての築山は今後設置しないものとして公園全体のレイアウトの検討ですとか、野球場等施設の詳細設計を現在進めておるところでございます。

公園への来場者の避難の在り方といたしましては、基本的には一刻も早く敷地外へ避難することを前提として、避難路整備の方向で検討を進めております。

また、避難タワー等の一時避難施設の設置につきましても公園内の設置は行わないこととして、今後、公園の敷地外での災害時要支援者の一時避難施設等の検討も併せて進めております。

これらの避難路の整備につきましては、生涯学習課、政策調整課、建設課、防災危機管理課におきまして検討しており、また、中では有志の方々にも御参加いただきながら近隣の指定避難場所等までの避難の現地検証なども行っております。これらの避難路の検討を行っており、多目的スポーツフィールド整備事業設計の進捗に

合わせまして、こちらのほうも今後委員会にて御報告をさせていただきたいと考えております。

22ページ、23ページの参考資料といたしまして地質調査結果概要を添付しておりますので、生涯学習課主幹より説明いたします。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 それでは、地質調査結果の概要について御報告をいたします。

調査地の地層分布状況については、1、埋土層、2、沖積砂質土、礫質土、3、沖積粘性土、4、洪積砂質土、礫質土、5、洪積礫質土が分布することがこの結果より考えられます。

孔内水位については、23ページを御覧ください。

ボーリング掘削時に確認された地下水位は、T. P マイナス0.06メートルからT. P プラス0.58メートル間の埋土層内に分布すると考えられ、地層状況や周辺の地形状況等を考慮すれば、この水位は調査地における自然水位であると考えられ、季節、降雨等により変化すると考えられます。

先ほども課長が申しましたが、現在、国市浜公園整備事業に係る設計業務委託を発注しており、この調査データを基に公園全体のレイアウト検討や野球場等の施設の詳細設計を行っております。レイアウト等をお示しできる形となれば、当委員会にて報告したいと思っております。

報告については以上でございます。

○平山生涯学習課長 以上で国市浜公園整備事業についての進捗状況の説明とさせていただきます。

○濱中副委員長 報告事項は以上でございますが、この際ですので御質問はありますか。

○中村委員 名前だけで分かると思いますか。まず、柱状図、図面がないんですよ。そして、これ、基本的にこの場所には何にも造れませんよね。粘土層の上に礫質があって、おまけに地下水位が盛土まで来ているということは、高潮時にはこの盛土を超える可能性があるということが示されていますよね。それが図面にならない限り、この数字だけでは全く分からないですよ。もしここに造られて、今でもそうだけれども、既に中電のテニスコートの横のアスファルト舗装は液状化でがたがたです。そこのところに、同じところに野球場を造られて、何を造られるか分かりませんが、液状化ですぐにがたがたになります。そして高潮によってこの盛土より高くなる可能性があると言われてはいるんですけれども、それについて、

水位の変化がある。本当に造られて、高潮でこの施設が駄目になったときの責任は誰が取られるのか、ここではっきりお答えください。

○濱中副委員長　こちらからあれなんですけれども、打合せのときにこの資料を求めましたときに、これを基に先ほど説明もありましたように詳細設計、この後どういったことで対策をしていくかがまだ何も決まっていないので、それが出てきてからの議論になるのかなと思ってこの資料で私は承知したんですけれども、それを含めてちょっと御説明いただけますか。

もしこうだったらの話ではなくて、次に何が示されてどの説明がされるのかという段階があるのかなと思っております。今は調査結果が出ましたという報告をいただいておりますので、その次の予定をちょっと言っていただけますか。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長　先ほど委員長が申しましたように、今回については地質調査の結果が出たということで報告させてもらっています。今現在、設計コンサルタントの業者とデータを基に、建設課が監督をしていただいておりますけど、建設課のほうと設計コンサルタント業者によって対策等を考えて、今後、レイアウトとか野球場の詳細設計について検討していくと思いますので、その形がお示しできるようになれば当委員会では御報告をまたさせてもらいたいと思います。

○濱中副委員長　基本設計であるとか、この先進むにもお金が要ることですので、それをして対策の可能性があるということで進むのか、やってみなければ分からないのか、その辺りは聞いていないですか。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長　地質調査業務の業者さんからの考察で今回の資料もつけさせてもらっておりますけど、資料についても結構膨大な量なんですけど、ここの考察の中でも、今現時点では液状化についてでも震度5ぐらいの強さの部分については今回調査した6ポイントではかなり低いと判定されておまして、そのことから考えられますと、一般的な建築部分については恐らく大丈夫であろうという考察が出ております。

○濱中副委員長　そういうことを踏まえて。

○中村委員　水が盛土のところまで常時来ている状況で、コンサルがどういう数値をもって、水が全くない状況なら震度5、もちますよ。水がじゃぶじゃぶに来ている状況で震度5も何もないんですよ。高潮の後に、引いたときに既にもう液状化してがたがたになりますよ。その数値は、何回も言うけどなぶれます。ここで私が言いたいのは、盛土のところまで地下水が来ているところに公共構造物を造った後、それが駄目、コンサルの言うことを聞きました、はい、できますと言いました、そ

の数値は水位が勘案されていませんでした、それは誰にも分かりませんでしたなどと絶対言わないでくださいね。私はここではっきり言わせていただきます。この施設ができて、その後すぐに不陸整正、がたがたになって野球が使いへんとかいろいろなことが起こった場合に、その補修費並びに高潮による被害が出た場合の責任はどなたが取られますか。はっきりお答えください。その後、ずっとこの計画を進めていただくのは結構です。でも、私はここではっきり警告させていただきます。この計画はずさんであり、無理です。誰が責任を取られますか。お答えください。

○下村副市長 対策を講ずるということで、こうなった場合、ああなった場合という仮説にはお答えは差し控えさせていただきます。

○中村委員 仮説のない計画なんかありませんよ、副市長。１６億５，０００万の費用をかけて仮説を考えずに造るんですか。お答えいただけますか。

○下村副市長 想定されるものについては対策を講ずるということでございます。

○中村委員 地下水は、もうこれは結果が出ています、想定されています。それについてちゃんと責任を取っていただけるんですね、副市長。

○下村副市長 中間報告の際、業者のほうから、建物については対策を講ずれば建設は可能と聞いております。

○中村委員 建物以外の全ての構造物について大丈夫なんですね、副市長。全ての構造物です。

○濱中副委員長 中村委員、申し訳ございません。その対策方法が示されておられませんので、こういった対策方法でどうやというときの議論では遅いですか。

○中村委員 これに１，６００万もかけて、これはもともと中部電力が地質調査は終わっているんですよ。そこに１，６００万もかけて、同じようにこれが液状化する、おまけに地下水位はすごく高い。こんなところにそもそもこんなものを造る計画を立てるということ自体がおかしいんですよ。それを考えられない。今からどんどん基本計画の予算をかけていくわけですよ。最終１６億、造ってみた、ぼこぼこ。私が言いたいのは、予算をかけてどないかなるんやったら、それはそれでええかもしれないんですけど、その対策費に一体幾らかけられるんですか。今おっしゃいましたよね。建物はもつかもしれません。しかし、構造物ががたがたになるのは避けられないでしょう。その言葉で逃げないでください。全ての施設が使えるかどうかというところのことを考えないで物を建てないでください。責任は誰が取られるのかだけ教えてください。

○下村副市長 私どもも専門家と十分な協議を重ねてきておりますので、対策、

そんな法外な金額にはならないというふうに考えております。

○中村委員 そんなことを聞いていません。結果誰が責任を取るのかだけ聞いているんです。この地質調査を見たら普通はやめます。それを大してお金がかからへんからやっていくとおっしゃるんやったら、質問にだけ答えてください。その結果についての責任は誰が取られるんですか、副市長。

○下村副市長 結果が分からないものにお答えはできません。

○中村委員 結果は分かっていますので。

○下村副市長 結果はどういうふうに証明できるんですか。

○中村委員 造ったら分かります。

○濱中副委員長 報告事項でございます。途中経過の報告ということになりますので、今後……。

○南委員 中村委員のあれも理解はできるんですけど、今回、国市浜公園に伴う地質業務調査の成果品が市のほうへ出て今回初めて提示されたということなんですが、僕もN値についてはにわか勉強でございますけれども、いろんな人に聞いたりパソコンで調べたりして認識は少しはあると思うんですけども、いずれにしましても、今回の調査は確かに水の水位が高いのが証明されております。それと、この調査の最後のページなんですけれども、あくまでも潮の干満によっても1メートル50やそらの水位は動いていますのも現実でございますので、こういった時点で調査したのかなという疑問点もあるんですけども、多目的整備事業についてですよ、これから基本設計、この地質調査を基に基本設計に入っていただくということでございますので、ある程度の基本設計ができたなら委員会に早め早めに報告をしていただいて、僕は委員会で再度議論すればいいと思うんですわ。いずれにいたしましても予算が議決されないことには執行できないということでございますので、やはり議会、議員としての責任も大きく関わってくるという問題でございますので、今しばらく行政の推移を見守って委員会で議論するほうがもっと深い議論ができるんじゃないかなというような、お話を聞いて思いましたので、ぜひともそのような方向でお願いをいたします。

○濱中副委員長 ありがとうございます。

実は資料の詳細を詰める段に当たって、ここに概要を頂いておりますけれども、この概要に至るまでの資料、膨大な調査結果が存在していることも確認しております。ただ、今回それを示さなかったのは、その数字が表わすところの上になんか何が来るかが何も決まってないという状態だったものですから、ある程度上にくるものの下

の状態がどうやというピンポイントで話ができる時期が来るんやと思っておりますので、その段階を踏んで詳細に委員会のほうで確認をさせていただけるような、そんな機会を持ちたいと思っておりますので、どうか承知おきいただきたいと思います。今回はここまでの調査結果が出ましたという報告で理解をしたいと思えます。ありがとうございました。

○内山委員　　お願いなんですけれども、この結果を見て、参考資料の。勉強をしても、私のほうでも勉強不足なのでもう一つ分からないところがあるんですよ。中村委員らは専門職でよく分かると思うんですけど、こちらから聞いたときに説明していただくのに、やっぱりメンバーの中に設計の委託の専門性のある人、きちんと説明できる人にいていただくとすごく分かりやすいんですけども、今後の会議の中で、そこをやっぱり要望したいと思えます。

○濱中副委員長　　ありがとうございます。

今後、この詳細な地質の説明のときには、それこそ調査会社であるとか、それに携わった方たちに説明をしていただくような機会も持てるかと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。もちろん専門技師もいらっしゃいますけれども、直接調査をされた方の説明が一番確実かなと思えますので、それは時期、折を見て設定したいと思っております。

公園事業に関しましては、今回、生涯学習課のスポーツフィールドというところだけの話になっております。先ほど避難路の説明もございましたけれども、それに関しては公園全体の話として進める必要があると思えますので、また、改めて政策調整を中心として防災や建設など、横断的な課を対象として委員会ももって説明を求めることになると思えます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、以上で教育委員会の審査を終わります。再開は１１時２０分いたします。

（休憩　午前１１時０７分）

（再開　午前１１時１９分）

○濱中副委員長　　休憩前に引き続き、常任委員会を再開いたします。

次に、尾鷲総合病院、議案第７２号、補正予算についての説明を求めます。

○佐野総合病院事務長　　尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第７２号、令和４年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第２号）の議決につきまして、補正予算書及び予算説明書の内容を御説明いたします。通知い

たします。

1 ページのほうを御覧ください。

第1条、令和4年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第2条、令和4年度尾鷲市病院事業会計（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部といたしまして、第1款病院事業収益、既決予定額38億7,661万5,000円に補正予定額4億8,984万8,000円を増額し、合計43億6,646万3,000円とするものです。内訳として、第2項医業外収益、既決予定額11億676万3,000円に補正予定額4億8,984万8,000円を増額し、合計15億9,661万1,000円とするものであります。

次に、支出の部であります。

第1款病院事業費用、既決予定額41億4,925万1,000円に補正予定額1,063万7,000円を増額し、合計41億5,988万8,000円とするものであります。内訳としまして、第1項医業費用、既決予定額40億3,074万2,000円に補正予定額1,066万円を増額し、合計40億4,140万2,000円とするものです。

第2項医療外費用、既決予定額1億1,800万9,000円から補正予定額2万3,000円を減額し、合計1億1,798万6,000円とするものでございます。

第3条の予算、第5条、債務負担行為を次のとおり補正する。これにつきましては、来年度以降における各事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

追加といたしまして、次のページにわたりまして表がありますが、記載の17件の事項を計上いたしました。期間が単年度のものにつきましては毎年予算に計上しているものでございますが、中で、寝具等貸借、マットレス貸借、カーテン貸借、こちらにつきましては、それぞれの期間を令和5年度から複数年としておりまして、貸借物の性質上に合わせて計上しております。

なお、2ページのほうにあります一番最後の事項でCTの更新事業につきましては、平成21年度に更新したCTが12年以上経過をしまして耐用年数を過ぎていくということで令和5年度の早期の更新を目指しておりまして、本年度中に契約をするため計上をさせていただいたものでございます。こちらにつきましては、後ほど資料のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）

職員給与費の既決予定額 23 億 7,346 万 9,000 円から補正予定額 93 万 4,000 円を減額し、合計 23 億 7,253 万 5,000 円とするものであります。

次に、3 ページのほうを御覧ください。

こちら、令和 4 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）説明書であります。款項につきましては、先ほど説明をさせていただいておりますので省略をさせていただきます。

（1）収益的収入及び支出のうち、収入の部、2 項医業外収益、2 目補助金、第 2 節の国県補助金 4 億 8,984 万 8,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症受入れ病院がコロナ患者の入院に即応できるようにするために、事前に空床、休床を確保したことで入院収益が減となることに対する減収補填するための補助金であります。この補助制度が年度末まで延長されたこと、また、算定の方法が改定されたこともありましたので、本補正におきまして再計算した年度末までの見込額を計上させていただいております。内容につきまして、こちら後ほど資料のほうで御説明いたします。

次に支出の部でございますが、1 項医業費用、1 目給与費 150 万 4,000 円の減額のうち、1 節の報酬 2,142 万 5,000 円の増額、2 節給料 502 万 6,000 円の減額、3 節手当 1,529 万 9,000 円の減額及び 4 節法定福利費 260 万 4,000 円の減額は、別紙にございます給与費明細書、そちらのほうのとおりでございます。

続いて、3 目の経費 1,216 万 4,000 円の増額のうち、3 節旅費交通費 468 万 4,000 円は、応援医師の旅費の増によるものであります。11 節修繕費 300 万円の増額は、医療機器の修繕費の増によるものであります。20 節負担金 448 万円の増額は、三重大医師の給与負担金の増によるものであります。

2 項医業外費用 2 万 3,000 円の減額は、4 目消費税及び地方消費税、1 節消費税及び地方消費税 2 万 3,000 円の減額でありまして、再計算したことによるものでございます。

次に、4 ページのほうを御覧ください。

補正後の令和 4 年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フローの計算書でございます。これは、令和 4 年度の 1 年間の現金の増減を表すものでございます。

5 ページのほうを見enいただきますと、最下段の今年度末の資金残高、資金期末残高ですが、11 億 1,973 万 4,000 円となる見込みであります。

次に、6 ページ、7 ページのほうを御覧ください。

これが先ほど申しました給与費明細書でございます。後ほど御覧をいただけたらと思います。

次に８ページ、９ページですが、令和４年度の尾鷲市病院事業会計予定損益計算書です。９ページ、下から３段目の当年度純利益ですが、第１号補正予算の当年度純損失２億７,４２１万２,０００円から４億７,９２１万１,０００円を増額し、２億４９９万９,０００円の黒字となる見込みであります。

次に、１０ページのほうを御覧ください。

１０ページから１２ページにわたりましては、尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表、それと、続いて１３ページから１４ページが注記ということで記載をさせていただいております。

以上、令和４年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第２号）及び予算説明書の説明でございました。

引き続き、先ほど申しました資料のほうをですね、病院総務課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長 私のほうから、資料１について説明させていただきます。

資料１、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助についてであります。

これに関しましては、令和４年度末まで補助が継続されることになったということで補正予算を計上させていただきました。

この事業に関しましては、令和２年度に新設された新型コロナウイルス感染症受入病院における空床・休床確保のための補助事業であったんですけど、これが今回、９月補正におきましては９月までの分を見込額を計上していましたが、引き続き今年度末まで補助が継続されることになったため、今回下半期分の補助見込額を計上しております。

なお、下半期分につきましては、即応病床使用率が一定水準以下の場合、１床当たりの単価が減額されることとなったことから、上半期分より低い単価で予算計上しております。

また、上半期分の補助額につきましても確定したため、差額を計上しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症患者専用として確保した病床が空床となった場合の減収補てん及び一般の患者から隔離するために休床となった場合の減収補てんとしての補助金となっております。

補助金算定額につきましては、上半期分に関しましては、既決としまして９月ま

で、9月補正予算において5億7,580万8,000円計上しておりまして、額が確定しましたので、差額の7,994万8,000円。下半期分につきましては、基準単価は7万1,000円なんですけど、今の現状を見させていただきますと病床使用率が若干低いこともあって、減額後の単価5万円、1床当たり適用される見込みとなっておりますので、5万円掛ける10月から3月までの空床・休床の総数8,198床の見込みに関しまして計算したところ、4億990万円となります。合計としまして、4億8,984万8,000円を予算計上しております。

対象経費につきましては、全額給与費に充当、既決予算計上済み経費に充当する見込みとなっております。

以上です。

○高濱総合病院総務課長 それでは、引き続き資料の2ページをお願いします。

こちらは債務負担行為限度額の計上のうち、CT更新事業について資料を使って説明させていただきます。

先ほど事務長の説明もありましたように、現在使用中のCTが12年経過していることもあって、尾鷲総合病院の新改革プランの医療機器更新計画に基づいて、来年度に更新を予定しております。

債務負担行為限度額としましては7,700万円を計上しています。財源は全て企業債を予定しております。

導入スケジュールといたしましては、議決終了後、公告に入りまして、1月に入札、契約を行って、納品の状況によりますが、9月に本稼働となる見込みで進めてまいります。

次の機器の性能といたしましては、現在の16スライスから64スライスを予定しております。また、被ばくの線量も低下することとなっており、撮影の画像もより鮮明となっております。さらに、次の機器では心臓の撮影もできる機能を搭載した機器を予定しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、資料の説明は以上となります。尾鷲総合病院の説明も以上となりますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○濱中副委員長 説明は以上でございます。

御質問のある方挙手をお願いいたします。

○南委員 今、事務長のほうから当初は2億7,532万の赤字を見込んでおったけれども、実際には4億何がしかの補助で今回の計上されておる2億弱の黒字となる見込みでほぼ間違いないと思うんですけども、コロナのおかげでほんの4年前

まで債務超過を起こしておった病院がこういった予想だにせぬ出来事で好転できたということは大変うれしいことで、ある意味では、病院経営については。

それはそれとして、今、山本さんのほうから説明があったコロナの補助に関わることで若干お聞きしたいんですけれども、厚生省が10月からコロナの対応で、7万1,000円から尾鷲病院は5万円に減額されたという説明なんですけれども、これはやっぱり厚生省の方針の病床確保保険料をすぐに対応できる病床の使用率が50%を下回る前に減額する措置ということなので、尾鷲病院はこれに該当して5万円ということになるんですか。

○高濱総合病院総務課長 厚生労働省の方針というよりは、三重県下で県下の稼働率に対して尾鷲総合病院がいかに関与したかによって減額措置が取られます。でするので、10月からのうちの稼働状況を見ていると減額されるのではないかとということでこの金額を計上させていただきました。

○南委員 分かりました。三重県下の中でカウントしたということですね。

それとCTの更新なんですけれども、念願の16分割から64分割にさせていただくということで大変喜んでおります。限度額7,700万で全額企業債ということなんですけれども、償還時における財源構成を教えてください。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長 今回の企業債7,700万円を予定していますが、これに関しましては、公営企業債の場合は2分の1が過疎債、2分の1が病院事業債の割り振りとしては計上することができます。ですけれども、過疎債に関しましては尾鷲市全体の中で配分額というのが決まりますので、それに関しましては、来年度に県と起債申請をしたときにその配分額を基に金額を尾鷲市として提示していきたいと思います。ですけれども、その分で借りられなかった分に関しましては病院事業債で充当できますので、100%企業債という形で財源手当ができます。

○高濱総合病院総務課長 その償還時において、2分の1が交付税措置で繰入れ基準でいただく予定になっております。

○中村委員 これもそうなんですけど、どうしてこれを当初予算で出されなかったのか、CTスキャンについてお尋ねしたいと思います。

○高濱総合病院総務課長 スケジュールを見ていただくと、この段取りでも9月稼働になってしまいます。来年度の早々に本来でしたら購入して立ち上げたいところなので、今年度のうちに契約をして来年度の稼働に向けてということで、4月に当初予算を出すと年度末に近いような、下半期の稼働に近いような形になってしま

いますので、より早く更新したいために今回計上させていただきました。

○中村委員　そうじゃなくて、今年度の予算に、更新計画ってずっとありますよね。それがいつもこういうふうな形で途中で出される必要というのがあるのかなと思って、更新計画があるならば本予算で出していただいて、もう今頃入札にかけてということをしていただいたほうがよかったんじゃないかなと思ってお尋ねしました。

○高濱総合病院総務課長　更新計画では令和５年度ということになっております。令和４年はMRIということで今年度させてもらっています。

○仲委員　MRIに続いてCTが更新されるということで、市民の方の要望に応えられると思うんですけど、スケジュールの中で本体施策が別にあって、設置工事の期間というのは総合病院内で何日間ぐらいなんですかね。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長　現場と話をさせていただいておりますが、１０日程度かかるのではないかというふうに言われております。まだ業者が決まっておきませんのでそれぞれで変わることにはなるとは思います、今のところ、聞き取り調査のところでは１０日程度と言われております。

○仲委員　MRIのときも対応があったと思うんですけど、１０日間の代替というのは何か考えておりますか。

○高濱総合病院総務課長　リニアック導入時の照射のポイントをつくるCTがあるんですが、それを救急用に使えるかどうかは現在検討中です。１週間ぐらいの大型連休等をそれに充てられればとは考えておりますが、導入時期が未定のためにその辺は今後の課題と考えております。

○内山委員　お聞きしたいんですけども、ある市民の方から泌尿科にかかったときに、行きましたと、ところが今まであった機械が使えないというか、更新していないというのか、専門的なことなんですけど、泌尿科にないのでほかの違う病院へ行かなければならないという、最低限の機器がなかったということを聞いたんですけども、そういうことはないんですか。みんな計画があるならば、最低限必要な機械というのは更新できるようになっているんじゃないでしょうか。

○高濱総合病院総務課長　最低限要る機械が、申し訳ないですが、何がというのはドクターの判断で、泌尿器としてこれがほしいという要望の基で機器を購入しております。ですので、当院の泌尿器の治療方針に合った機械なのかどうなのか、今この場で要る機械で古くなっていますとか購入しませんと答えるのは申し訳ないんですけどできないんですが、要る機械に関してはドクターの要望を聞き取っておる

つもりです。

○西川委員　この予算とかそういうことじゃないんですけど、ただ単純に疑問に思ったことを聞きたいんですけど。昨日、事故の報告がありましたよね。あのとき、病院の職員が市外で事故を起こしたと言っていましたね。ちょうどコロナ禍真っ最中に職員がそういうときは控えるべきじゃなかったんですか、そういう私用でよそへ出歩くというのは、病院の職員が。それがずっと気になっていたもので、コロナ禍に職員でよそへ私用で出かけるのはいかなものかなと思ったもので。

○濱中副委員長　議案審査の外なので詳しい答弁を求められるかどうかなんですけど、何か発言ありますか。

○高濱総合病院総務課長　すみません、事故当時のコロナ禍の状況は、今ははっきり把握はしていないんですが、時期によって行動制限は変えています。ですので、県外へ行ってはいけないとかコロナの流行地に行ってはいけないとか、そういう縛りのときとかがあったので、そのときが果たして県内も自粛しろといったときなのかどうなのか、申し訳ないですけど、今ここで答えることは申し訳ないですけどできません。

○南委員　これは市民の方からぜひとも病院側にお伝えしていただきたいと先日強く要請されたものですが、ある患者さんが泌尿器でリニアックの、31日、治療を受けたそうです、最近。対応が物すごくよく、三重大、日赤に負けないぐらいすばらしい対応をしていただいたということで、よいしょするわけじゃないんですよ、本当に喜んでおりましたので、ぜひとも患者さんからそういった声上がるような病院の体制を持続していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○濱中副委員長　それでは、これで尾鷲総合病院の審査を終わりたいと思います。引き続きで水道部、入ってください。

では、水道部、議案第68号、水道事業条例の一部改正についてから御説明を求めます。

○神保水道部長　議案第68号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について説明させていただきます。

民法が改正され、第213条の2、ライフライン設備設置使用権について新たに定められ、令和5年4月1日より施行されます。この権利を行使するためには、あらかじめその目的、場所及び方法について、権利を行使されるほかの土地等の所有者から及びほかの土地を現に使用している者に通知しなければならないことから、

尾鷲市水道事業給水条例の一部を改正し当該通知をした旨の確認をするために誓約書を求める規定を現行条例に追加するものでございます。

以上でございます。

○濱中副委員長 ただいま議案６８号の説明が終わりました。

これについて御質問ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○濱中副委員長 そうしましたら、議案第７３号、補正予算についての説明を求めます。

○神保水道部長 それでは、議案第７３号、令和４年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第２号）について説明させていただきます。

１ページを御覧ください。

第１条、令和４年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。第２条、令和４年度尾鷲市水道事業会計予算第３条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第１款水道事業収益は、既決予定額４億９,２１３万１,０００円に対し、補正予定額は８１万７,０００円の増額で、予定額を４億９,２９４万８,０００円とするものでございます。内訳といたしましては、第２項営業外収益を８１万７,０００円増額補正し、予定額を６,９２６万２,０００円とするものでございます。

支出の第１款水道事業費用は、既決予定額５億７６万２,０００円に対し、補正予定額は１,９８６万５,０００円の増額で、予定額を５億２,０６２万７,０００円とするものでございます。内訳といたしましては、第１項営業費用を２,１１１万３,０００円増額補正し、予定額を４億６,８９１万３,０００円に、第２項営業外費用を１２４万８,０００円減額し、予定額を５,１２１万１,０００円とするものでございます。

続きまして、第３条、予算第５条に定められた債務負担行為を次のように改める。水道部庁舎警備業務委託について、期間は令和５年度から令和９年度までとし、限度額は１１２万２,０００円を追加するものでございます。

次に、第４条、予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費は、既決予定額で７,７２２万円を２５５万５,０００円減額補正し、予定額を７,４６６万５,０００円とするものでございます。

続きまして、２ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第１款第２項第３目長期前受金戻入を既決予

定額1,628万9,000円に対し1万7,000円減額補正し、予定額を1,627万2,000円とするもので、これは、令和3年度決算に関わる額の確定による工事負担金分の減額でございます。

第5目雑収益を既決予定額193万2,000円に対し83万4,000円増額補正し、予定額を276万6,000円とするもので、これは、令和3年度決算に係る額の確定による貸倒引当金戻入益の減額と支出の増額補正に伴う消費税還付金の増額でございます。

3ページをお願いします。

次に支出でございますが、第1款第1項第1目原水及び浄水費、既決予定額8,447万5,000円に対し1,958万9,000円増額補正し、予定額を1億406万4,000円とするものですが、これは、手当等の増及び給料、法定福利費の増による人件費の増額と電気料金高騰に伴う光熱水費の増及び動力費の増によるものでございます。

第2目配水及び給水費、既決予定額5,906万8,000円に対し230万2,000円増額補正し、予定額を6,137万円とするものでございますが、これは手当等の減及び給料、法定福利費の減による人件費の減額と漏水調査にて発見した箇所に伴う修繕費の増、電気料金高騰に伴う動力費の増によるものでございます。

第4目業務費、既決予定額5,354万4,000円に対し28万円増額補正し、予定額を5,382万4,000円とするものでございますが、これは、クレジット収納代行業務について、従前の受託会社がクレジットカード申込み入力代行業務より撤退したことにより別の会社と業務に係る契約を締結したことに伴う手数料の増、これによる従前の契約内容を見直したことによる手数料の減によるものでございます。

第5目総係費、既決予定額4,089万円に対し118万1,000円減額補正し、予定額を3,970万9,000円とするもので、これは、人事院勧告に伴う給料等の増及び人事異動に伴う退職給付金給付費の減による人件費の減額でございます。

第6目減価償却費、既決予定額2億661万4,000円に対し12万3,000円増額補正し、予定額を2億673万7,000円とするもので、令和3年度の決算により、前年度取得の固定資産が確定したことによる増額でございます。

次に、4ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が1,904万9,000円の減額となりマイナス3,608万3,000円となったほ

か、決算及び補正額が各項目に反映され、合計が1億4,067万6,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス4,741万6,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億7,455万7,000円となり、1から3までの合計となる4、資金増加額はマイナス8,129万7,000円となりました。それを資金期首残高6億7,841万6,000円から差し引いた資金期末残高は5億9,711万9,000円となり、7ページの予定貸借対照表の現金預金と一致しております。

次に、5ページには給与費明細書を添付してございます。

6ページの予定損益計算書を御覧ください。

営業収益以下各項目には補正額が反映され、下から4行目の当年度純損失が当初予算と比較して1,904万9,000円増加の3,608万3,000円となりました。これに前年度繰越利益剰余金3億2,552万1,000円、減債積立金の取崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額が5,705万9,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は3億4,649万7,000円となります。

次に、7ページから予定貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございますが、固定資産の有形固定資産から投資その他資産までの合計は46億9,638万4,000円、流動資産の現金預金からその他流動資産までの合計額6億1,283万6,000円で、資金合計は53億922万円となります。

8ページを御覧ください。

負債の部でございますが、固定負債の企業債と引当金の合計が20億5,040万8,000円、流動負債の企業債からその他流動負債までの合計が2億9,453万6,000円で、繰延収益合計3億2,196万7,000円を加えた負債合計は26億6,691万1,000円となります。

9ページを御覧ください。

資本の部では、資本金が20億8,441万8,000円、これに剰余金の資本剰余金と利益剰余金の合計5億5,789万1,000円を加えた資本合計は26億4,230万9,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は53億922万円となり、資産合計額と同額となっております。

最後に、10ページと11ページは会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上でございます。

○濱中副委員長 水道部の補正予算についての説明が終わりました。

この説明に対する質問、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 ないようですので、水道部を終了いたします。

執行部の退室をお願いします。

この後採決へと進むんですけども、ちょうどお昼を挟みそうになります。議員間討議もあるようでしたら時間がかかりますので、ここで休憩を入れたいと思います。よろしいですか。

1 時 1 5 分までの休憩といたします。

(休憩 午前 1 1 時 5 5 分)

(再開 午後 1 時 2 2 分)

○濱中副委員長 お知らせしました時間より少し早いですが、皆様おそろいですので、休憩前に引き続き行政常任委員会を再開いたします。

この後採決へと進みますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしましたら、採決をいたします。

それでは、ただいまより付託議案の採決を行います。

まず、議案第 6 1 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決まりました。

次、議案第 6 2 号、尾鷲市企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決まりました。

議案第 6 3 号、尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について、可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第 6 4 号、尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改

正について、可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第 6 5 号、尾鷲市職員の定年等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第 6 6 号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第 6 7 号、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第 6 8 号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第 6 9 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 0 号）の議決について、可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第 7 0 号、令和 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について、可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第 7 1 号、令和 4 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について、可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第 7 2 号、令和 4 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決につい

て、可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第73号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について、可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第74号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定について、可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

議案第75号、三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について、可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○濱中副委員長 挙手全員。挙手全員で可決すべきとするものと決しました。

以上でございます。

この後、委員長報告ですが、いかがさせていただきますでしょうか。

一任していただいて異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濱中副委員長 そうしたら、この後、委員長報告を作らせていただきます。

それでは、以上で行政常任委員会を終了いたします。長い時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後 1時28分 閉会)